

所沢市電子商品券「とこペイ」ロゴ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 所沢市（以下「市」という。）は、物価高騰に直面する市民の生活を支援するとともに、市内経済を活性化させることを目的として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対応電子商品券給付事業（以下「本事業」という。）を実施する。本事業の実施にあたっては、市及び市が本事業の一部を委託した事業者が運営及び提供する所沢市電子商品券「とこペイ」（以下「とこペイ」という。）を使用する。本要領は、とこペイのロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 とこペイ取扱店舗等が、とこペイ利用者に向けた販促物等にロゴを使用することで、とこペイの周知に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「ロゴ」とは、別に定める名称及び図柄をいう。

(権利の所属)

第4条 ロゴに関する一切の権利は市に帰属する。

(使用範囲)

第5条 ロゴは次の各号に掲げる範囲で使用することができる。

- (1)取扱店舗内での店頭掲示、チラシ、ウェブサイト等での利用
- (2)市内経済活性化を目的とした活動での利用
- (3)報道又は広報目的での利用
- (4)その他とこペイの周知に資する目的での利用

(使用届出等)

第6条 ロゴを使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、市が別に定める方法により届出を行う。

2 前項の届出内容が、本要領に適していないと市が判断した場合は、市は使用者に対し是正を求めることができる。

(使用期間)

第7条 ロゴの使用期間は、とこペイの使用期間までとする。

(使用料)

第8条 ロゴの使用料は無料とする。

(使用者の責務)

第9条 ロゴを使用する者は、関係法規、本要領を遵守するとともに、市及びところペイのイメージを損なうことがない様に細心の注意を払い、損なう一切の行為を行わない義務を負う。

(使用禁止事項)

第10条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項で使用することはできない。

- (1)定められた色、形等を正しく使用せず、デザインの改変など応用使用すること。
- (2)ところペイのイメージを損なうおそれがある使用をすること。
- (3)他者の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある使用をすること。
- (4)ロゴを含むデザインを自己の商標や意匠とするなど独占的に使用すること。
- (5)特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある使用をすること。
- (6)法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある使用をすること。
- (7)その他、著しく不適當である使用をすること。

(免責事項)

第11条 市は、ロゴの使用に起因する損害について、責任を一切負わない。

2 ロゴを使用する者が、ロゴの使用により第三者に損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第12条 ロゴを使用する者が、ロゴの使用によって市に社会的、経済的損害を与えたときは、その損害を市に賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この要領に定めるものの他、ロゴの取扱いに関し必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要領は、令和8年5月1日より施行する。